

東京電力福島第一原発事故を受けた諸外国・地域の輸入規制(現状)

2020年
9月現在

カテゴリー	アジア大洋州	北米	中南米	欧州	中東	アフリカ	計
輸入停止を含む規制	韓国 台湾(*5) 中国 香港 マカオ						5か国・地域
	5か国・地域						
限定規制 (条件付きで輸出可) (*1)	インドネシア 仏領ポリネシア シンガポール	米国(*1)		EU(*2) アイスランド スイス ノルウェー リヒテンシュタイン ロシア	ア首連 レバノン イスラエル	エジプト	14か国・地域
	3か国・地域	1か国	0か国	6か国・地域	3か国	1か国	
規制撤廃	ミャンマー(2011.6) ニュージーランド(2012.7) マレーシア(2013.3) ベトナム(2013.9) 豪州(2014.1) タイ(2015.5)(*3) インド(2016.2) ネパール(2016.8) パキスタン(2017.10) ニューカレドニア(2018.8) ブルネイ(2019.10) フィリピン(2020.1)	カナダ(2011.6)	チリ(2011.9) メキシコ(2012.1) ペルー(2012.4) コロンビア(2012.8) エクアドル(2013.4) ボリビア(2015.11) アルゼンチン(2017.12) ブラジル(2018.8)	セルビア(2011.7) ウクライナ(2017.4)	イラク(2014.1) クウェート(2016.5) イラン(2016.12) カタール(2017.4) サウジアラビア(2017.11) トルコ(2018.2) オマーン(2018.12) バーレーン(2019.3)	ギニア(2012.6) モーリシャス(2016.12) コンゴ(民)(2019.6) モロッコ(2020.9)	35か国・地域
	12か国・地域	1か国	8か国	2か国	8か国	4か国	

19か国・地域

- (*1) 輸入停止を含まないが証明書要求等の措置を講じている国・地域を「限定規制」と分類している(ただし、米国については、輸入停止を含む措置が含まれているが、対象品目は日本の出荷制限品目を基準としているため、「限定規制」に分類。)。なお、各カテゴリーの中でも規制の内容や対象地域・品目は国・地域ごとに異なる。
- (*2) EUは、EU加盟28か国で同一の規制を課してきたため、英国を含め便宜的に1地域としてカウント。
- (*3) タイは野生動物(イノシシ、ヤマドリ、シカ)の肉を除いて規制を撤廃。
- (*4) 下線を引いている国・地域は、震災後に一定の規制緩和が実現したことのある国・地域。
- (*5) 台湾では、福島県、栃木県、群馬県、茨城県、千葉県で生産・加工された全ての食品(酒類を除く)が輸入停止対象とされており(他42都道府県の産品は証明書の添付が求

められる等の限定的な規制)、2018年11月、上記の5県に対する輸入停止措置の継続が公民投票により成立。関連法令は、公民投票結果の確定から2年間にわたり、同結果に反する政策を採ってはならない旨規定している。

(参考: 各国の輸入規制の国際法上の根拠)
WTOの衛生植物検疫措置の適用に関する協定(SPS協定)上、各加盟国は、科学的な原則に基づき、人の生命又は健康等を保護するために必要な措置をとることができる。国際的な基準等に基づいて措置を取るのが原則とされているが、科学的に正当な理由がある場合等には、国際的な基準より厳しい措置を取ることも可能とされている。

東京電力福島第一原発事故を受けた諸外国・地域の輸入規制(撤廃の動向)

2020年
9月現在

撤廃年	国・地域名(撤廃月)
2011年	カナダ(6月), ミャンマー(6月), セルビア(7月), チリ(9月)
2012年	メキシコ(1月), ペルー(4月), ギニア(6月), ニュージーランド(7月), コロンビア(8月)
2013年	マレーシア(3月), エクアドル(4月), ベトナム(9月)
2014年	イラク(1月), 豪州(1月)
2015年	タイ(5月), ボリビア(11月)
2016年	インド(2月), クウェート(5月), ネパール(8月), イラン(12月), モーリシャス(12月)
2017年	カタール(4月), ウクライナ(4月), パキスタン(10月), サウジアラビア(11月), アルゼンチン(12月)
2018年	トルコ(2月), ニューカレドニア(7月), ブラジル(8月), オマーン(12月)
2019年	バーレーン(3月), コンゴ(民)(6月), ブルネイ(10月)
2020年	フィリピン(1月), モロッコ(9月)

計 35か国・地域

東京電力福島第一原発事故を受けた諸外国・地域の輸入規制(緩和の動向)

緩和年月	国・地域名	緩和の主な内容	2020年 9月現在
2016年1月	EU加盟28か国※	・検査証明書及び産地証明書の対象地域及び対象品目が縮小(福島県の野菜、果実(柿を除く)、畜産品、そば、茶等を検査証明対象から除外等)	
1, 2, 3, 4, 7, 8, 9, 10, 12月	米国	・日本で出荷制限措置が解除された品目について、順次輸入停止を解除	
3月	エジプト	・検査証明書の対象地域・品目を変更(11都県の全ての食品・飼料→7県の水産物)	
6月	ブルネイ	・輸入停止(福島県の食肉、野菜、果物、水産物、牛乳・乳製品) →検査証明書添付で輸入可能(福島県の全食品が検査証明書の対象に)	
6月, 9月	仏領ポリネシア	・2016年1月のEUの改正内容と同様の改正を実施(9月)	
7月	イスラエル	・輸入時サンプル検査の対象果及び対象品目が縮小	
7月	カタール	・検査報告書(47都道府県)→輸入時サンプル検査	
10月	ニューカレドニア	・輸入停止(12都県産の全食品・飼料)→解除(野菜、果実(柿を除く)、畜産品、そば、茶等について証明の添付も不要に)	
12月	UAE	・検査証明書の対象地域が縮小(15県→5県)	
2017年3月	レバノン	・出荷制限品目の輸入停止が解除(47都道府県の全ての食品・飼料について放射性物質検査報告書の添付で輸出可に)	
4月	ロシア	・青森県所在施設での水産物について、検査証明書の添付が不要に	
9月	米国	・福島県等5県産の牛乳・乳製品について、輸入時の(放射性物質に係る)安全性証明が不要に ・輸入停止(福島県等)→一部の品目の解除等	
12月	EU加盟28か国※	・検査証明書及び産地証明書の対象地域及び対象品目が縮小(福島県のコメ等を検査証明対象から除外等)	
2018年1月	トルコ	・トルコにて実施される放射性物質についての全ロット検査の対象から切り花、盆栽などの植物を除外	
3月, 6月, 11月	米国	・日本で出荷制限措置が解除された品目について、順次輸入停止を解除	
3月, 11月	ロシア	・7県(岩手, 宮城, 山形, 福島, 茨城, 千葉, 新潟): 輸入停止措置を解除(ロシアにて、サンプル検査を実施)	
5月	UAE	・放射性物質検査報告書及び産地証明書の提出(福島県以外は不要に)	
7月	シンガポール	・全食品及び農産品について、輸入停止の対象地域の縮小(福島県10市町村→7市町村)	
7月	香港	・4県(茨城、栃木、群馬及び千葉)産について、放射性物質検査証明書及び輸出事業者証明書の添付を条件に輸入停止措置を解除	
11月	中国	・新潟県産米の輸入停止措置を解除。	
2019年3月	シンガポール	・放射性物質検査証明の添付不要に ・産地証明の添付不要に(ただし、インボイスに品目毎に原産の都道府県名(福島県は市町村名まで)及び数量を英語で正確に記載する必要あり)	
4月, 10月, 12月	米国	・日本で出荷制限措置が解除された品目について、順次輸入停止を解除	
5月	フィリピン	・福島産の輸入停止になっていた一部の魚種について輸入停止を解除(放射性物質検査報告書の添付により輸入可能)	
7月	UAE	・水産物・野生鳥獣肉以外の全ての福島県産食品に対する規制(放射性物質検査報告書の提出)を撤廃。	
10月	マカオ	・9都県(宮城、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟及び長野)産の野菜、果物及び乳製品の輸入停止を解除(マカオ政府指定の書類の添付により輸出可能に)。 ・同9都県産の食肉・食肉加工品、卵、水産物、水産加工品及び2県(山形、山梨)食品は添付書類の条件が緩和。	
11月	EU加盟28か国※	検査証明書及び産地証明書の対象地域及び対象品目が縮小	
2020年1月	シンガポール	・福島県産の水産物、林産物、福島県の一部市町村の全食品に対する輸入停止措置を全て解除し、放射性物質検査報告書及び産地照明の添付で輸出可能に。	
1月	米国	・輸入停止(岩手県産クロダイ、福島県ノスガ) →解除	
1月	インドネシア	・規制緩和の方針を決定。 ※2月、水産物に対する規制を撤廃。農産物・加工食品については、放射性物質検査報告書の添付義務対象を47都道府県から7県に縮小(農産物は5月20日付で実施)。	

※EFTA加盟国(アイスランド、スイス、ノルウェー、リヒテンシュタイン)はEUに準じた緩和を順次実施。